

## 宮城県監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

平成30年1月12日

|         |     |     |
|---------|-----|-----|
| 宮城県監査委員 | 齋藤  | 正美  |
| 宮城県監査委員 | すどう | 哲   |
| 宮城県監査委員 | 石森  | 建二  |
| 宮城県監査委員 | 成田  | 由加里 |

### 記

- 1 監査委員の報告日  
平成29年8月25日
- 2 通知のあった日  
平成29年10月31日
- 3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

#### (1) 仙台第一高等学校

##### イ 監査委員の報告の内容

教育財産の使用許可に係る使用料において、調定遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

##### (内容)

4月1日に調定すべき進路活動用複写機設置使用料について、翌年3月1日に調定したもの。

- ・件数 1件
- ・調定金額 6,930円

##### ロ 措置の内容

このような調定遅延が今後発生しないよう、過去の監査資料・会計書類等から当該年度において処理すべき調定の一覧表を作成し、それを事務室内に掲示し、処理する毎に処理状況を記入し、処理状況を共有する仕組みにした。

その一覧の作成により、今年度は処理及び確認が的確に行われている。